

河川維持管理技術者による助言を活用した河川管理業務の実施

当事務所では、当該河川に精通している河川維持管理技術者から新任の出張所長や係長、土木職以外の出張所長（機械職）向けに、①河川巡視結果に対する適切な対応や②除草後の堤防点検時の留意点等について助言を頂き、日々の河川管理業務に活かしている。

- ①河川維持管理技術者による河川巡視日誌の確認を行い、該当出張所と1回/上半期・1回/下半期と課題・問題点等についての打合せを行い、河川巡視結果に対する適切な対応について助言頂いた。
- ②河川管理施設等の状態把握の為に河川巡視点検における留意点等について、除草開始前に説明会を開催し、効率的かつ効果的に点検出来るよう助言・指導頂いた。



R4.5.24出張所にて



課題・
問題点等



R4.4.20Web形式にて

8. 変状箇所ごとの個票について

【変状箇所ごとの個票(様式2)について】

点検履歴の可視化のため「変状の規模(m)」欄に下表に基づき、できる限り記載すること。

- ・変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。
- ・変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。
- ・変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

変状の規模(m)が不明な場合は、変状の種別(例:崖崩れ)を記載すること。

別紙2
河川巡視日誌の確認等
4月分

打合せ日:令和4年5月24日(木)

番号	巡視年月日	河川名	岸別	距離標	項目	巡視内容
1	R4.4.1	長良川	左岸	28.400a-28	施設の利用状況	河床水位監視施設の状態;官製橋の被害等
2	R4.4.6	長良川	左岸	31.200a-64	施設の利用状況	ネットクロスガードの破損状況確認;標示単位にてコース内の状況確認(31.2a-64~31.8a-65a)コース内の距離標設置等確認
3	R4.4.6	長良川	右岸	31.600a-66	施設の利用状況	ネットクロスガードの破損状況確認;標示単位にてコース内の状況確認(コース内の距離標設置等確認)
4	R4.4.6	長良川	右岸	36.000a-67	堤防の状況	小動物の穴:40cm×20cm深さ1a-67a

河川巡視結果にもとづく出張所との打合せ状況

点検実施方法、着目点等

6. 点検時の着目点・ポイント

【実施方法】

1. 点検体制は3名で実施する。
2. 堤防維持管理工事の追加特記仕様書に「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領(平成31年3月)」に基づく点検を実施する。
3. RiMaDisタブレットにより実施する。
4. 点検範囲については、別途監督職員と協議して決定する。
5. 基本は継続記録であるが、補修がされその後の変状がない場合(a評価)は、継続記録として記録しない。また、評価対象外についても同様とする。
6. 継続記録の場合、点検実施前日に、点検箇所・変状内容等を写真等で写真(確認)する。
7. 新たに気づいた変状箇所は、新規記録する。

【点検時の着目点・ポイント】

1. 継続記録で、点検箇所を決定するには、歴史の写真を見て判断する。(位置図及び距離標等は間違っている場合もあるので参考程度とする。)
2. 例えば堤防保護工のはらみ出し法を計測する場合、前回と同じ箇所にて計測する。
3. 距離標も忘れずに計測し、記録と大きく違う場合は「状況等欄」に新しい距離標を記録する。ただし、距離標はOO.00m+00m表示し、マイナス表示はしない。

←個票記入時の留意点等

維持管理工事受注者及び出張所へ向けた堤防点検Web説明会開催状況